

東青

みどりの通信

No. 110

令和元年

12月18日

東青地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室

〒030-0861

青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル6F

TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305

E-mail hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

広域連携法人『(株)アグライズ外ヶ浜』が設立

当農業普及振興室では、集落営農法人の持続可能な生産体制を構築するため、平成30年度から県の重点枠事業である「ネットワークで拓く東青型集落営農育成強化支援事業」により、集落営農法人のネットワーク化と高収益作物の導入を目指して取り組んでいます。

具体的には、平成30年6月に管内の11集落営農法人（現在は12法人）、市町村、農協、外ヶ浜町農業・農村活性化協議会及び県民局による「東青地域集落営農ネットワーク協議会」を設置し、将来、集落営農法人が目指す姿と広域連携の具体化について協議を重ねて『集落営農ビジョン』を策定しました。また、集落営農の先進地である島根県、広島県の事例調査を実施したほか、法人の担い手の状況と構成員の跡継候補者の意向を調査し、担い手育成に有効なデータを収集しました。

『集落営農ビジョン』では、①次世代に継承できる集落営農法人、②誰もが活躍できる雇用の場、③集落営農法人を核とした地域づくりの3つの目指す方向を定めています。

こうした取組の中で、協議会の中でも取組が先行していた外ヶ浜町において、集落営農ビジョンを実現すべく、町内6集落営農法人が出資して広域連携法人「株式会社アグライズ外ヶ浜」が令和元年8月23日に設立されました。

名称の「アグライズ」は、「アグリカルチャー」と「ライジング」を組み合わせたもので、「農業がぐんぐん成長していく」「新法人の事業が進化、上昇していく」という願いが込められています。

設立初年は、新たに整備された外ヶ浜町のライスセンターの指定管理者となり、地域で生産されている米の乾燥、調製、出荷を担っています。今後の経営方針として、農作物の生産、加工、販売のほか、人材育成、農業体験農場、直売所の経営など多様な事業展開により、収益の向上、地域社会の活性化を目指していくこととしています。

広域連携法人設立に至るには、上小国ファームを中心に設立された外ヶ浜町農業・農村活性化協議会が、町内の集落営農組織の経営の底上げに向け、経理事務など各組織で共通化できる作業の統一化を担い、また、地域社会全体の活性化に貢献する取組を積み重ねてきた実績が土台となっています。アグライズ外ヶ浜は、外ヶ浜町農業・農村活性化協議会の精神を引継ぎ、名称のとおり進化していくと思います。

東青地域集落営農ネットワーク協議会は、これからも外ヶ浜町の取組を支援しながら、他地域への波及も視野に、集落営農ビジョンの実現に向けた方策を検討し、具体的な連携活動を展開していきます。



仕上がった玄米の積み込み

「東青地域農福連携現地研修会」を開催

令和元年9月3日、青森市清水の中村英志氏のミニトマトハウスにおいて、農福連携現地研修会を開催し、管内の農業者や障がい者就労支援事業所（以下、「事業所」）、関係機関等から25名が参加しました。

始めに、事業所の職員に農業の知識を深めてもらうため、中村氏から栽培方法等について説明がありました。また、中村氏から週3回、午前2時間、ミニトマトの収穫作業を受託している「就労継続支援A型事業所ビルシャナ」の溝江所長から、1回当たり3～5名の障がい者に職員が1名同行し、作業していることや障がい者への指示は農業者からではなく事業所の職員から行う等、農福連携の取組や留意点について紹介がありました。

参加者は、実際に障がい者のミニトマ

ト収穫作業を見学し、作業しやすい環境や手順、賃金等について情報交換を行っていました。

東青地域は青森市を中心に事業所が多く、農福連携に今後取り組んでみたいという意向の事業所が比較的多いので、農作業を依頼したい方はまず、農業普及振興室にご相談ください。



概要説明する中村さん(左から3人目)

「あおもり海道そば新そば & 秋まつり」を開催

あおもり海道そばブランド推進協議会は、令和元年10月26、27日にJA青森の羽白野菜集出荷施設において「あおもり海道そば新そば&秋まつり」を開催しました。

当日、あおもり海道そばのほか、「元気なかつちの味自慢・うで自慢実行委員会」をはじめ多くの出展があり、旬の野菜や地元の加工品、そばスイーツなどを買求める人々で賑わいました。



夏井田そば研究会の新そばコーナー



オープニングセレモニー後



出展風景

上小国ファーム(外ヶ浜町)が農林水産大臣賞受賞

令和元年度『豊かな村づくり全国表彰事業』で、外ヶ浜町の上小国ファームが農林水産大臣賞を受賞しました。

『豊かな村づくり全国表彰事業』は、地域住民の自主的努力と創意工夫のもとに、モデル的な地域づくりが展開されている優良な事例を選定し、これを広く紹介することで農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的に昭和54年度から実施されています。

上小国ファームは、「1集落1農場」での農業経営を確立させ、農作業の効率化と収益性の向上を図ってきたほか、田植え



など小学生の農業体験の実施、CSR(企業の社会貢献)の受入れ、集落の祭りへの積極的な参加、高齢者の見守り等の地域貢献活動

に取り組むなど、「産地力の強化」と「地域力の強化」に係る活動を地域住民の総力により発揮しており、農業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開していることが評価されて受賞となりました。

高齢化によりコミュニティの維持が難しくなっている中で、上小国ファームの取組は、地域の特色を際立たせ、地域活性化に貢献するすばらしいものです。今後、次の世代への継承とさらなる発展が期待されます。



東青農業・農村の次世代担い手確保支援事業

東青地域は、特に人口の減少率が高いことから、地域連携部と連携して、県内外からの移住・定住、就農に向けた、PR動画の作成、拡散を行っています。また、地域農林水産部は、PR動画の拡散を受けて「農(アグリ)ふれあいの場づくり」と題した「農場見学」及び、「農作業の体験ツアー」の開催、交流出合いの場づくり、「収穫体験」及び「交流会」を予定しています。

PR動画は全15本のうち6本の編集が終わり、11月11日に第1弾として発表しました。3月までには全ての動画がSNS等で広く拡散さ

れる予定で、東青地域への関心を高め、地域活性化を目指しています。

地域農林水産部のPR動画3本の取材・編集は終わり、1本が今回発表されています。

PR動画を見ての県外からの参加はなかったものの「農(アグリ)ふれあいの場づくり」を11月1日に開催し、青年農業士の花きほ場、(株)松山ハーブ農園の「見学」「体験」をしました。

今後PR動画の拡散を受けて県内外からの参加が期待されます。



(株)松山ハーブ農園社長の助言



PR動画第1弾 イメージ図

- ◆「いつまでも住み続けたい」東青地域づくり PR動画ポータルサイト◆

<http://tosei-suki.pref.aomori.lg.jp/>

「令和元年度東青地域ニューファーマー育成講座」を開催します

東青地域県民局地域農林水産部、あおもり就農サポートセンターでは、下記の講座を開催します。皆様お誘い合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

● 開催日時及び内容

回	内容・日時	会場
1	○土づくり・農業基礎講座 令和元年 12月20日(金)13:00~15:30	青森市役所浪岡庁舎中会議室 (青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1)
2	○スマートフォンで商品撮影実技研修(先着20名) 令和2年 1月9日(木)13:00~15:00	青森県総合社会教育センター2階第5研修室 (青森市荒川字藤戸 119-7)
3	○複式簿記個別相談会(浪岡会場) 令和2年 1月14日(火)10:00~16:00	青森市役所浪岡庁舎大会議室
4	○複式簿記個別相談会(青森会場) 令和2年 1月21日(火)10:00~16:00	青森フコク生命ビル5階東青地域県民局 大会議室(青森市長島2丁目10-3)
5	○複式簿記個別相談会(浪岡会場) 令和2年 2月13日(木)10:00~16:00	青森市役所浪岡庁舎大会議室
6	○複式簿記個別相談会(青森会場) 令和2年 2月14日(金)10:00~16:00	青森フコク生命ビル5階東青地域県民局 大会議室

※複式簿記個別相談会に参加される方は、パソコン、領収書等を持参してください。

※青森フコク生命ビルには駐車場がありませんが、県庁北棟地下駐車場を利用できます。駐車券を持参し、押印を受けることにより無料になります。

- 参加費は無料
- 参加申込みは、各回開催日の1週間前までに農業普及振興室へ電話を！！
電話：017-734-9990

～加工食品を製造する皆さまへ～ 「食品表示」新基準への切替期限が迫っています！！！！

平成27(2015)年4月1日に施行された「食品表示法」に基づく「新基準」への経過措置期間が令和2年(2020)年3月31日で終了します。4月1日以降に製造する食品は、現在の旧基準の表示のままだと食品表示法違反となり、回収命令等の対象になることがあります。期限が迫っているので、旧基準からの変更点を確認し、必要な場合は、速やかに新基準へ切替えを行ってください。

【旧制度からの主な変更点】 ※相談は企画班 佐藤まで 電話 017-734-9961

<p>1 原材料と添加物を明確に区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料と添加物の間を「/」で区分する等 <p>2 アレルゲンの表示方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的にアレルゲンが含まれていると知られている食品についてアレルゲン表示が義務化。 ・アレルゲンを一括表示する場合、(一部に○○・△△を含む)と記載。 ・添加物に表示を行う場合、(～由来)と記載。 	<p>3 原材料名の表示方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン類、ドレッシング類等も、ほかの一般加工食品と同様に、原材料と添加物を区分し、重量に占める割合の高いものから順に表示。 <p>4 製造所固有記号の使用方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として製造所固有記号は使用せず、「製造所又は加工所の所在地」と「製造者又は加工者の氏名又は名称」を表示。 <p>5 栄養成分表示の義務化 等</p>
--	---